

第1回教育委員会会議録

1日 時 平成29年1月26日(木) 開会：14時30分  
閉会：16時40分

2場 所 周南市毛利町2丁目2番地  
教育委員会 2階 会議室 及び 委員会室

3出席委員 中馬好行教育長 松田敬子委員 片山研治委員 大野泰生委員

4欠席委員 池永 博委員

5説明のため 教育部長 教育政策課長 生涯学習課長 学校教育課長 学校給食課長 中央図書館長  
出席した者 人権教育課長 新南陽総合出張所主査 熊毛総合出張所次長 鹿野総合出張所長

6書 記 教育政策担当課長補佐、教育政策担当係長

7議事日程等

日程順位	件 名
1	委員議席の抽選について
2	会議録署名委員の指名について
3	報告第1号 周南市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則制定について
4	議案第1号 周南市公民館等施設整備計画の策定について
5	議案第2号 周南市立小学校非構造部等改修工事の計画の策定について
6	議案第3号 周陽中学校普通教室棟(No.13) トイレ改修工事の計画の策定について
7	議案第4号 周南市立中須小学校及び中須中学校の休校について
8	議案第5号 周南市立小・中学校の通学区に関する規則の一部を改正する規則制定について

- 8 委員会協議会 (1) 2月の教育委員会の共催及び後援大会等一覧について  
(報告者：教育政策課→生涯学習課)
- (2) 子どもと大人の本音会議の開催について (生涯学習課)
- (3) こども議会の開催について (教育政策課)
- (4) 成人式の報告 (生涯学習課)

教育長 　ただ今から、平成29年第1回教育委員会定例会を開催いたします。  
議事日程に従い、進めてまいります。  
日程第1、「委員議席の抽選について」を議題といたします。この件について、事務局より説明をお願いします。

教育政策課長 　周南市教育委員会会議規則の規定により、教育委員会委員の議席につきましては、毎年当初の会議において抽選で決定するとされております。

　本年も同様にこの規定に基づき議席の決定をお願いいたします。こちらでの議席も、会議室での議席も同様でございますので、抽選で決定させていただきたいと思っております。抽選の方法ですが、まずは、くじを引く順番を決定させていただき、それから議席を選んでいただく方法で進めさせていただきます。本日、池永委員は欠席でございますので、最後の議席にさせていただきますいただきたいと思っております。

教育長 　それでは、抽選を行います。最後の残った番号を池永委員にさせていただきます。

#### 抽選

教育長 　抽選の結果を報告いたします。議席番号1番は片山委員さん、議席番号2番は松田委員さん、議席番号3番は池永委員さん、議席番号4番は大野委員さんに決定いたしました。

それでは、新たに決まりました議席へ移動をお願いします。

#### 議席を移動

教育長 　それでは、日程第2、「会議録署名委員の指名について」指名いたします。

本日の会議録署名委員は、松田委員さんと片山委員さんをお願いいたします。

続いて、日程第3、報告第1号「周南市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則制定について」を議題とします。

この件について、学校教育課から説明をお願いします。

学校教育課長 　報告第1号、「周南市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則制定について」をご報告いたします。

議案書は1ページから3ページをお願いいたします。

周南市立学校職員の勤務時間、休暇等について必要な事項につきましては、県の学校職員の勤務時間、休日等に関する条例に基づきまして、周南市教育委員会規則に定めておりますが、この度の県条例の改正に伴いまして周南市教育委員会規則を改正いたしました。規則改正につきましては、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第11号の規定により、教育委員会の権限に属するものでありますが、施行期日が平成29年1月1日ということで、同規則第3条第1項の規定に基づき教育長が代決いたしましたので同条第2項の規定により教育委員会に報告いたします。

よろしくをお願いいたします。

片山委員 　県の条例が第18号から19号になったということは、何かが加わったから改正されたのですか。

学校教育課長 　介護時間ということが新たに加わったということでございます。

松田委員 　介護時間の取得が加わったことは、いいことだと思いますが学校ということで介護時間休暇等を取得されるのはなかなか難しい状況もあるのではないかなと思うのですが、どのように対

策をとっていらっしゃるのですか。

学校教育課長 介護時間につきましては、1日最大2時間の取得が可能で、今でも育児で短い時間の勤務や、早出遅出という制度もありまして職員が家庭の事情により申請の手続きにより進めております。学校の方で、家庭環境でそうならざるを得ない状況であればきちんと対応しております。

教育長 何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、報告第1号を承認いたします。

続いて、日程第4、議案第1号「周南市公民館等施設整備計画の策定について」を議題とします。

この件について、生涯学習課から説明をお願いします。

生涯学習課長 議案第1号、「周南市公民館等施設整備計画の策定について」をご説明いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第8号によるものでございます。

議案書は4ページをお開き下さい。

また、既に配布しております「周南市公民館等施設整備計画（素案）」並びに、計画の説明資料である概要版をお願いします。

この計画は、「周南市公共施設再配置計画」に基づく「施設分類別計画」として、公民館及び公民館類似施設の39館44棟について、整備の方針を定めるものでございます。

要点といたしましては、44棟をデータに基づき5つのグループに分類し、耐震性がなくかつ利用の多い施設を優先的に整備の検討を行うこととしております。

また、整備に取り組む順といたしましては地域の拠点として個々の施設の事情も考慮しながら、他の公共施設の整備計画とも整合させ市の財政状況などとともに総合的に勘案し、取り組むこととしております。

なお、この計画につきましては、これまでの教育委員会協議会で概要をご説明しておりますことと、事前に計画及び説明資料をお配りし既に目を通していただいておりますことから詳細な説明は割愛させていただきます。

しかしながら、以前の説明内容と少し異なる箇所がございますのでこの点につきましてご説明いたします。

計画書の49ページをお開き下さい。館ナンバー25、大向公民館でございますが、前回ご説明した時はグループ2でしたが、当公民館の耐震診断が終了し耐震性があると判定されたことでグループ4に変更いたしました。

併せて、54ページのグループ別の対象施設一覧においてもグループを2から4へ変更しております。これで、全ての公民館の耐震改修が終了いたしました。

また、同表のグループ内の優先順も以前は生涯学習課で検討する順としておりましたが、今後様々な要因でグループ内の優先順は変動することも考えられるため棟ナンバー順にさせていただきます。

以上が主な変更点でございます。

現在、各公民館の運営協議会に出向きましてこの計画の概要をご説明させていただいており、既に10数館が終了し貴重なご意見をいただいております。

また、今後は残りの公民館運営協議会の他、周南市公民館運営審議会や市議会にも報告する予定でございますのでその際に追加のご意見がでることも考えられます。

そうしたことから、本日の教育委員さんからのご意見と併せ今回の議案で提出した計画より

若干の修正が入ることも考えられますので、3月教育委員会定例会におきまして最終的な計画（素案）のご報告をさせていただきたいと思っております。

以上で説明を終了いたします。

大野委員 資料を見させていただきまして、市から見たこの計画の必要性はひしひしと伝わってまいりました。

先日のことですが、都市計画道路の計画の中止の話を知ったことが以前ございまして、その話より別に、住民からいろいろな話が出てきたことがありました。その計画がなくなることによって自分たちが見捨てられるのではなかろうか。周南市も合併して主だったところだけに、集約されているのではなかろうかと、意見を聞いていると住民の方が不安を抱かれているようでした。いろいろな手順や順番もあると思うのですが、住民感情も併せて各地域の在りようといえますか、利用回数が少なくても地域のよりどころとなるような施設については、代替案を示すなど行政もそのあたりも理解したうえで進めているということがきちんと示されると、住民の理解も得やすいのではないのでしょうか。

生涯学習課長 現在、各公民館の運営協議会を回っておりますが、そういったご意見もいただいております。

市長も、公民館は残していくと明言されておりますので、将来的には、統廃合も視野に入れていく場合もあるかもしれませんが私どもの計画では整備の順番をつけさせていただき、必要な公民館を残すための計画を策定していくもので、単に、公民館を壊したり、地域譲渡していくための計画ではないということをご理解いただきたいと思います。

教育長 この計画を進めるうえで、地域で説明する際もそうした思いがあるということをしかりと受け止めてきちんと説明して進めてまいりたいと思っております。

片山委員 以前も申しましたが、公民館は、28ページにもありますように、特に中山間地域においては地域課題を解決する、みんなで考え合わせるような、そんな重要な役割を有しています。ハードの部分の整備と併せて、ソフトの部分も住民自ら進めていかなくてはならないと思っております。十分考慮しながら公民館が地域の拠点となるよう整備されることを望んでいます。

生涯学習課長 現在、公民館は生涯学習ということに重きをおいておりますが、地域づくりということも重要になってまいります。市長部局の地域振興部とも連携して公民館の活用も考えてまいりたいと思っております。今後、市長部局への移管ということ検討に入ってくると考えておりますので、そのあたりも考慮して進めてまいりたいと思っております。

松田委員 計画を見させていただき、グループに分けられている意図が理解できました。住民の方が、どうしてこういうグループ分けになったのかと思われたときに、グラフ等で示してあるのでわかりやすい計画になっていると思います。地域の事情等も加味していただけることもわかりました。ただ、資料の76ページからがかなり小さい字になっておりますので、わかりづらいので、そのあたりを検討していただけたらと思います。

生涯学習課長 はい、検討させていただきます。

教育長 何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第1号を決定します。

続いて、日程第5、議案第2号「周南市立小学校非構造部等改修工事の計画の策定について」を議題とします。

この件について、教育政策課から説明をお願いします。

教育政策課長 議案書5ページ、「議案第2号 周南市立小学校非構造部等改修工事の計画の策定について」をご説明いたします。

提案理由につきましては、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第9号の規定により、1件5000万円を超える工事の計画を策定することにつきましては、教育委員会の権限とされておりまして、お諮りするものでございます。

それでは、議案書の6ページ及び7ページをお願いいたします。

本議案は、本年度から新規事業として計画的に整備する予定であります小学校の非構造部等の改修事業の第1期の工事として実施する、湯野小学校屋体（No. 15）及び大河内小学校屋体（No. 13）の2件の工事に係る計画の策定に関するものであり、いずれも「3 工事目的」の項に記載いたしておりますとおり、落下の危険性のある吊天井の撤去や老朽箇所の改修を行い、安心安全な教育環境を整備することを目的とするものでございます。

まず、議案書の6ページの湯野小学校屋体（No. 15）非構造部等改修工事についてであります。工事内容といたしましては、吊天井の撤去に併せまして、照明器具のLED化、雨漏りの改修、そして、現在、男女ともに和便器のみの屋体トイレの洋式化等の改修工事を行うもので、本年4月に着工し、12月に完成予定で進めてまいります。

なお、予算額は、8,748万9千円で、条件付一般競争入札による契約を予定しているものでございます。

次に、議案書の7ページの大河内小学校屋体（No. 13）非構造部等改修工事についてであります。工事内容といたしましては、吊天井の撤去と照明器具のLED化、外壁や床の改修等、施設の老朽改修工事を併せて実施するもので、学校行事の関係から本年6月の着工、12月の完成を予定としております。

予算額は、6,748万円で、条件付一般競争入札による契約を予定いたしております。

なお、この小学校非構造部等改修事業に関しましては、本議案の2校の他に、今後、徳山、櫛浜、桜木、沼城の4つの小学校についても計画的に進めていく予定といたしており、この6校の非構造部等改修事業の終了をもって、現在、子供たちの学びの場といたしております全ての小中学校における吊天井対策が完了することとなります。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

片山委員 湯野小学校については、トイレの様式化等が入っていますが、大河内小については入っていませんが、もう設置がされているのですか。

教育政策課長 大河内小学校につきましては、屋体の中にトイレがない状況にあります。外の外壁改修も一部行いますが、今回は主に内部の工事ということで、外トイレが近くでございますが、そちらは既に一部洋式化ができておりますので、今回の改修は行わないことにしております。

教育長 何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第2号を決定します。

続いて、日程第6、議案第3号「周陽中学校普通教室棟（No. 13）トイレ改修工事の計画の策定について」を議題とします。

この件について、教育政策課から説明をお願いします。

教育政策課長 議案書8ページ、「議案第3号 周陽中学校普通教室棟（No. 13）トイレ改修工事の計画の策定について」をご説明いたします。

提案理由は、議案第2号と同様に、「南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第9号の規定に基づくものでございます。

それでは、9ページをお願いいたします。

工事の内容といたしましては、昭和53年建築の校舎で、経年劣化に伴う老朽化が著しいト

イレ4カ所の改修に併せて、現在、和便器が20穴、洋便器が12穴という構成を、和便器8穴、洋便器24穴へと変更し、洋式トイレ化を推進することで、快適な教育環境を整備するものでございます。

工期は、授業への影響等を考慮して、夏季休業期間に集中的に工事を行いたいとの考えから、本年6月から12月までを予定しており、予算額は5,693万8千円で、条件付一般競争入札による契約を予定しております。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

大野議員 全面、改修ということよろしいですか。

教育政策課長 平面図を議案書の下の方に付けておりますが、その他の棟に関しましては、昨年までの耐震改修の中で、トイレの改修や洋式化を進めておりますが、今回の棟に関しましても、当初の計画では耐震改修と一緒に進めてまいりたいと考えておりましたが、入札不調によりまして業者が決定できなかったこともございまして、工期の短縮を迫られましてトイレ改修が次年度送りになってしまいましたので、今年度計画し、行うものです。今回で全部が終了することになります。

教育長 何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第3号を決定します。

続いて、日程第7、議案第4号「周南市立中須小学校及び中須中学校の休校について」を議題とします。

この件について、学校教育課から説明をお願いします。

学校教育課長 次に、議案第4号、「周南市立中須小学校及び中須中学校の休校について」でございます。

提案理由につきましては、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第5条によるものでございます。

関係者等の協議が整ったことから、平成29年4月1日から周南市立中須小学校及び中須中学校を休校するものでございます。

よろしくご審議、ご決定のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

教育長 何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第4号を決定します。

続いて、日程第8、議案第5号「周南市立小・中学校の通学区に関する規則の一部を改正する規則制定について」を議題とします。

この件について、学校教育課から説明をお願いします。

学校教育課長 次に、議案第5号「周南市立小・中学校の通学区に関する規則の一部を改正する規則制定について」でございます。議案書は11ページから13ページをお願いいたします。

提案理由につきましては、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第11号によるものでございます。

先ほどの、議案第4号で説明させていただきましたように、平成29年4月1日から周南市立中須小学校及び中須中学校を休校することに伴い、通学区を沼城小学校及び須々万中学校へと変更とする所要の改正を行うものでございます。

よろしくご審議、ご決定のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

片山委員 通学の方法ですが、スクールバスを使用するのですか。

学校教育課長 スクールバスでなく、スクールタクシーを運行する予定にしております。

片山委員 実際には、何名が通学するようになるのですか。

学校教育課長 中須地区に在住している中学生が現在8名いますが、内3名が中須中学校に通っていました。今年2名が卒業しますので、現在の2年生が須々万中に通うようになります。他の生徒はすでに須々万中に通っております。小学生につきましては、8名すでに全員沼城小に通っておりますので、引き続きということになります。

大野委員 今、在校されている子供さんは、もちろんですが新しく入学される子供さんも利用されるということでよろしいですか。

学校教育課長 はい、その予定です。

教育長 何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第5号を決定します。

その他に何かありますか。

よろしいですか。他にはございませんか。

それでは、以上で、平成29年第1回教育委員会を終了します。

署名委員

松田 敬子 委員 \_\_\_\_\_

片山 研治 委員 \_\_\_\_\_